

教第106号議案

神戸市指定有形文化財の指定，神戸市歴史的建造物の選定について

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第6条第1項の規定により，神戸市指定有形文化財を指定する。

同条例第46条第1項の規定により，神戸市歴史的建造物を選定する。

令和2年3月9日提出

神戸市指定有形文化財の指定，神戸市歴史的建造物の選定について

1 指定する有形文化財

種 類	名 称	数 量	所 在 地
	所有者（管理者）		概 要
考古資料	<small>ぎ おんいせきしゅつどたいまいゆうしょうわん</small> 祇園遺跡出土玳瑁釉小碗 附 同遺跡第3次調査出土 貿易陶磁器 18点	1口	(保管場所) 西区糀台6丁目1 (神戸市埋蔵文化財センター)
	神戸市		(年代) 12世紀

理 由

市の区域内に存する文化財のうち重要なものを神戸市指定文化財として指定し，その保存及び保護を図る必要があるため。

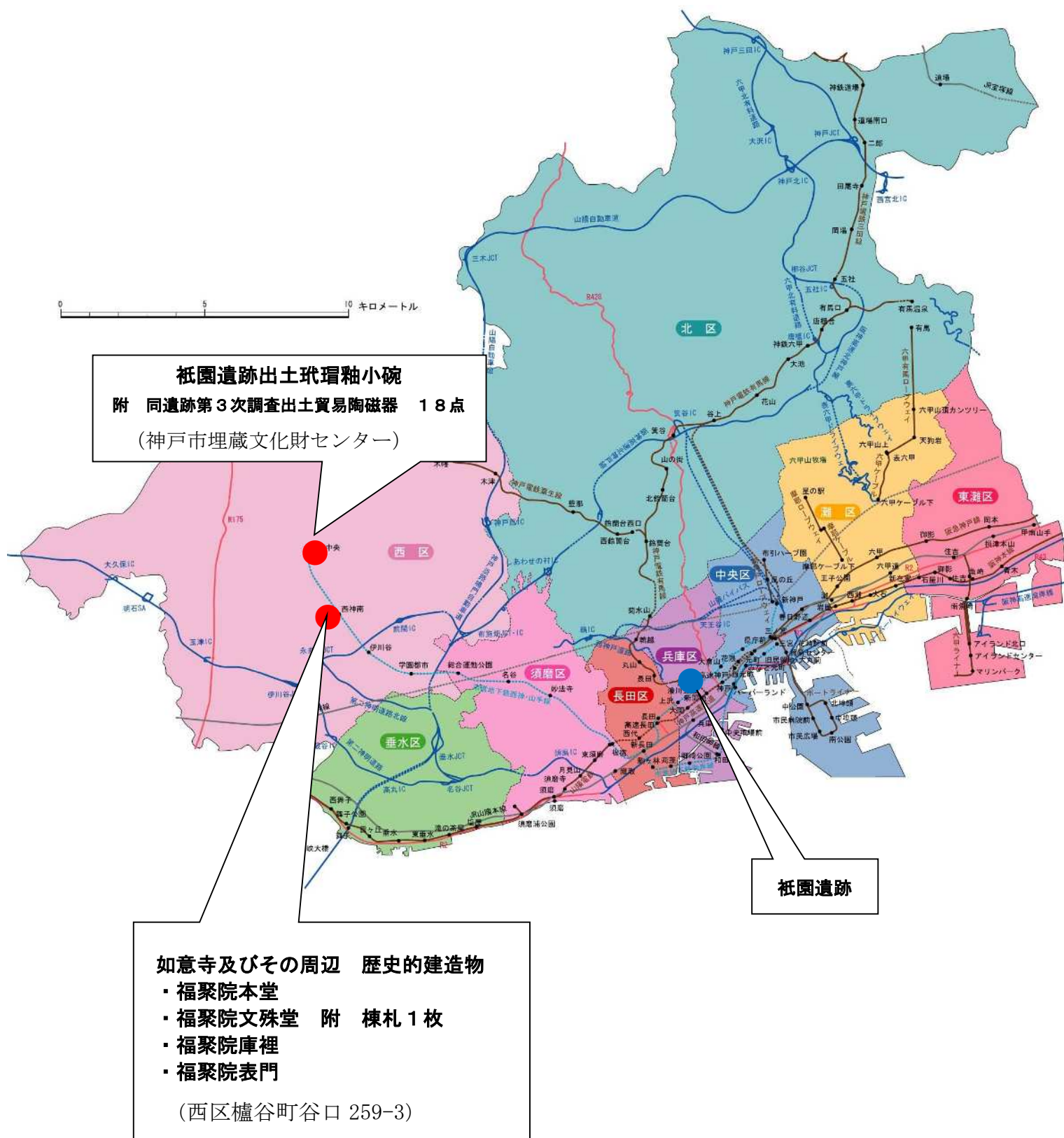
2 選定する歴史的建造物

種 類	名 称		数 量	所 在 地
	所有者（管理者）			概 要
歴史的建造物 (如意寺及びその周辺 文化環境保存区域内)	1	<small>ふくじゅういん</small> 福聚院 本堂	1棟	西区櫨谷町谷口 259-3
		宗教法人福聚院		(年代) 江戸時代後期
	2	福聚院 文殊堂	1棟	西区櫨谷町谷口 259-3
		附 棟札1枚		(年代) 明和6年(1769)
	3	<small>くり</small> 福聚院 庫裡	1棟	西区櫨谷町谷口 259-3
		宗教法人福聚院		(年代) 江戸時代後期
	4	福聚院 表門	1棟	西区櫨谷町谷口 259-3
		宗教法人福聚院		(年代) 江戸時代後期

理 由

文化環境保存区域内に存する文化財のうち文化環境の保存上特に重要なものを神戸市歴史的建造物として選定し，その保存及び保護を図る必要があるため。

# 令和元年度 神戸市指定文化財等答申物件位置図



参考 神戸市文化財保護条例に基づく文化財の件数

種		類	30年度までの累計	令和元年度 答申件数	合計
指 定	有形文化財	建 造 物	23		23
		絵 画	10	—	10
		彫 刻	22		22
		工 芸 品	7	—	7
		書 跡・古 文 書	5	—	5
		歴 史 資 料	1	—	1
		考 古 資 料	13	1	14
		石 造 物	15	—	15
		民 俗	1	—	1
	史跡名勝天然記念物	史 跡	8	—	8
名 勝		6	—	6	
天 然 記 念 物		7	—	7	
小 計			118	1	119
登 録	有 形 文 化 財	建 造 物	21	—	21
	民 俗 文 化 財	無 形 民 俗	25	—	25
小 計			46	—	46
認 定	地 域 文 化 財	無 形 民 俗	4	—	4
		史 跡	11	—	11
小 計			15	—	15
指 定	文 化 環 境 保 存 区 域		9		9
選 定	歴 史 的 建 造 物		43	4	47
合 計			231	5	236

ぎ おんい せきしゅつどたいまいゆうしょうわん  
祇園遺跡出土玳瑁釉小碗

1 口

附 同遺跡第3次調査出土貿易陶磁器 18点

所在地	西区糀台6丁目1（神戸市埋蔵文化財センター）
所有者	神戸市
出土地	兵庫区上祇園町
法量	高 6.0 cm 口径 7.8 cm 高台径 3.8 cm
時代	12世紀

今回指定する玳瑁釉小碗は、平成6年度に個人住宅建設に伴う祇園遺跡発掘調査（第3次調査）で出土したものである。

本品は、南宋時代に中国江西省の吉州窯で生産されたもので、釉薬の感じが玳瑁と呼ばれる亀の甲羅（鱗甲）に似ていることから玳瑁釉とも名づけられている。

器形から判断して喫茶に用いられたものと考えられ、吉州窯における喫茶用の茶碗といえは玳瑁盞あるいは鱗盞と称する天目茶碗の一種がある。伝世品として優品が多い一方、出土品としては例が少なく、博多・京都・鎌倉などで破片が見つまっている程度で、その多くは13～14世紀代の遺構からの出土である。これに対し本品は、12世紀後半の遺物群とともに出土しており、玳瑁盞の中でも古例に位置付けられる。また、完形品ではないものの、8割程度の破片が揃っており、ほぼ全体を復元できる点でも貴重である。

祇園遺跡の周辺一帯は、安徳天皇内裏となった平清盛邸宅の所在地名「平野」や「雪御所」などから、平家一門の別邸及び「福原京」の存在が想定されてきた地域でもある。

国道428号線拡幅に伴う発掘調査では、12世紀後半の園池や掘立柱建物などの遺構が発見されたほか、京都からの建物移築を思わせる京都産の瓦も出土しており、「福原京」当時の屋敷地の存在も十分に想定できる。本品の出土地もそうした屋敷地の一部にあたる可能性が高い。

この玳瑁釉小碗は、喫茶そのものがまだ一般的でなかった段階で、日宋貿易を通じて先駆的に入手したもので、平氏の栄華を象徴する奢侈品として極めて重要な意義をもつ。また、同一土層内から出土した貿易陶磁器片18点も本小碗の年代や性格を考える上で貴重な資料である。よって、これらを神戸市指定有形文化財に指定し保護と活用を図るものである。



祇園遺跡出土瑛瑠釉小碗



附 祇園遺跡第3次調査出土貿易陶磁器

文化環境保存区域内における歴史的建造物

如意寺及びその周辺

ふくじゅういん <b>福聚院</b>	ほんどう <b>本堂</b>	<b>1棟</b>	
ふくじゅういん <b>福聚院</b>	もんじゅどう <b>文殊堂</b>	<b>1棟</b>	附 棟札 1 枚
ふくじゅういん <b>福聚院</b>	くり <b>庫裡</b>	<b>1棟</b>	
ふくじゅういん <b>福聚院</b>	おもてもん <b>表門</b>	<b>1棟</b>	

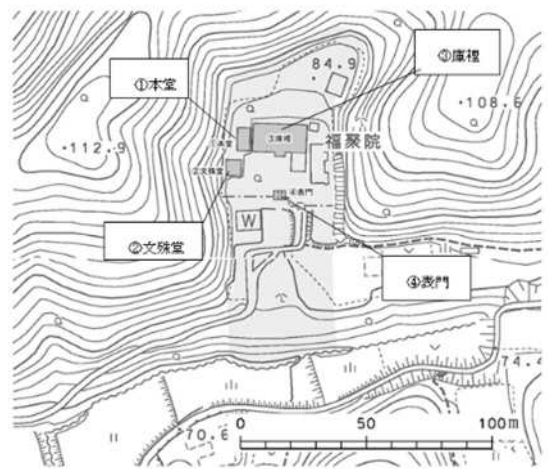
所在地 西区櫛谷町谷口 2 5 9 - 3  
 所有者 宗教法人 福聚院  
 管理者 宗教法人 福聚院

如意寺塔頭の福聚院は、元禄年中に律院となったことが『天保十一年比金山如意寺社御改帳』に記されている。現在残されている建造物は本堂、文殊堂、庫裡、表門があり、全て江戸時代後期の建設と考えられる。庫裡の北側に面して庭園（神戸市指定名勝）がある。

福聚院は、もと天台宗如意寺の塔頭寺院に属し、本坊の役割を担う重要な支院であった。文献における福聚院の初見は、慶長 7 年(1602) 3 月の『如意寺検地帳』の「福壽院」であり、慶長 13 年 12 月『如意寺坊屋敷畠方検地帳』に「福聚院」とあるのがこれに次ぐ。元禄 5 年(1692)の『如意寺古地図』（弘化 2 年(1845) 写)に院名が確認でき、ほかに 12 坊が記されている。元禄 11 年には真龍しんりゅうの発願によって比叡山安樂律院「立制」りつせいをうけ、本山より直接「輪番」を仰ぐことになる。明治維新後、明石諸山の律院は閉門を余儀なくされるが、福聚院は唯一、律院の法燈を護持し今日にいたる。年代は全体的に比較的新しいが、門、庫裡、堂を完備し、庭園と一体として残っていて、江戸時代の塔頭のあり方をよく伝えている。



如意寺及びその周辺の範囲



如意寺塔頭福聚院配置図

① 本 堂（1 棟）

構 造 桁行四間（7.6m）、梁間正面一間、背面二間（4.0m）、正面入母屋造 背面寄棟造 妻入 向拝一間 棧瓦葺

建築年代 江戸時代後期

備 考 正面一間の堂で、屋根は正面（南）入母屋造、背面（北）寄棟造の妻入、棧瓦葺。内部は一室で、板敷きとし、後方寄りに仏壇を置く。背面にも簡略な壇を設ける。柱は角柱で、組物はなく、軒は一軒疎垂木の簡素な堂である。



本堂（南面屋根は入母屋）

向拝は屋根を延長する通常形ではなく、下屋庇の形で付いている。仏壇は正面を向唐破風造とし、上部の左右に日輪と月輪を配する雲殿といわれる仏壇様式である。仏壇と天井の取付き部は板で囲っている。天井は新しいが、取付き部は仏壇と同時期であろう。仏壇は絵様から江戸時代後期のものとみられる。本堂の建設年代は、仏壇と同時期の江戸時代後期と推定される。

② 文殊堂（1 棟） 附 棟札 1 枚（明和六年銘）

構 造 桁行正面三間（4m）、背面二間、梁間二間（4m）、宝形造、棧瓦葺、

建築年代 明和 6 年（1769）棟札

備 考 正面三間の堂で、屋根は宝形造、棧瓦葺である。内部は一室で、床は板敷、天井は竿縁天井とし、奥に寄せて簡素な仏壇を置く。柱は角柱で、組物は大斗絵様肘木とし、中備はない。軒は二軒繁垂木である。正面中央間と右側面前方柱間を開口とする以外は土壁である。堂内に保管される棟札は、屋根葺替えの際に小屋裏から発見された。明和 6 年（1769）に、如意寺福聚律院の監院（住職代行の実権者）である俊存躰玄が作製したもので、伝教大師堂の「上梁」（上棟）を記している。文殊堂は、もとは伝教大師堂として明和六年に建てられたと推定される。大工棟梁は中屋口左衛門で、享保年中から坂井氏が施主として援助したらしい。裏面には輪王寺と延暦寺浄土院の高僧が名を連ねている。棟札の側面には俊存躰玄の経歴が書かれている。



文殊堂（南東から）



③ 庫裡（1棟）

構造 桁行九間（17.3m） 梁間四間（7.0m）  
入母屋造 南面東寄り切妻妻入り 玄関付き 棧瓦葺

建築年代 江戸時代後期

備考 屋根は入母屋造平入り、棧瓦葺で、正面右（東）寄りに切妻造、妻入の玄関が附属する。主要部の平面は一系列五室を前後に並べる形態で、南東に角屋がある。主要部の南西の部屋は八畳で床間と違い棚を備える。

昭和23年頃の平面図と比較すると、現状の南東の角屋は新築だが、以前も似た形であった。主要部の北側にもう一系列四畳間が三室あった。それ以外はおよそ保存されていて、北側に四畳半の部屋が並ぶのは律院の形態とされる。



庫裡正面（南から）

建設年代は、玄関の紅梁絵様などから江戸時代後期と推定される。この建物の前身建物は、比叡山坂本から移築されたことを記す経木があったと伝える。現状は大きく改造されているが、痕跡と図面などから復元可能である。律院の類例は少なく、歴史的に重要な建物である。庫裡の北側に面する庭園は神戸市指定名勝であり、庭と一体の貴重な建物である。

④ 表門（1棟）

構造 一間薬医門 切妻造 本瓦葺  
桁行2.6m 梁間1.8m

建築年代 江戸時代後期

備考 規模形式は一間薬医門で、切妻造、本瓦葺である。庫裡の南側に空地を取って、玄関と相対している。門柱（鏡柱）は断面長方形の角柱で、



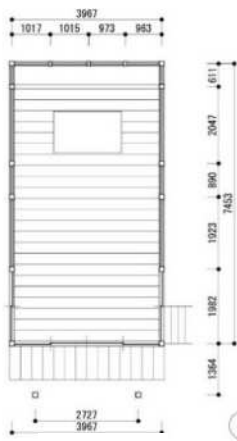
表門（外：南から）

冠木は阪神大震災により東に傾いている。冠木の上の柱位置と中央に前後方向の肘木を置き、その両端に大斗肘木を置いて軒桁を支える。棟木下の桁行中央に墓股を置く。古風な部分もあるが、控柱の虹梁形飛貫の絵様から江戸時代後期の建設と推定される。福聚院の表門として重要な建物である。

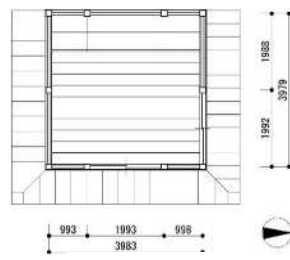


裏面 左側面 正面 右側面

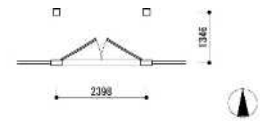
文殊堂棟札



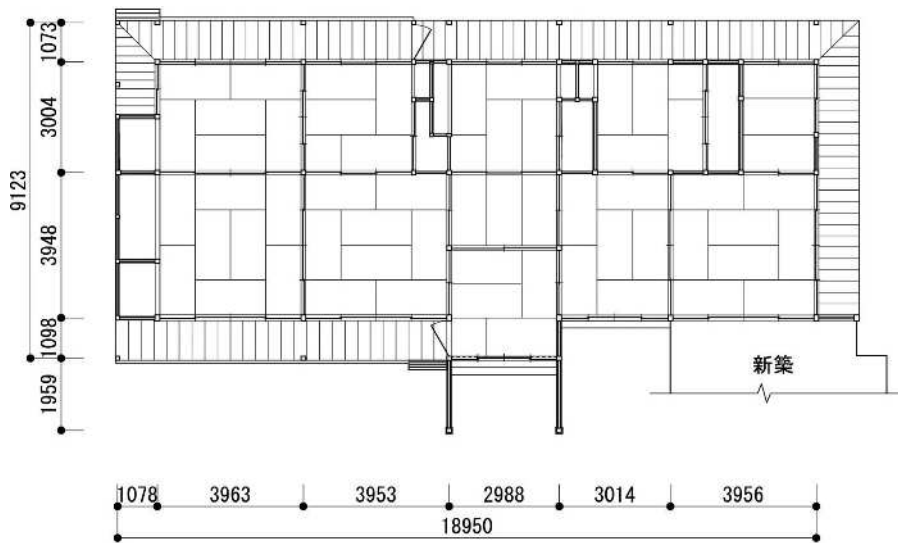
本堂



文殊堂



表門



庫裡